

内閣府総合海洋政策推進事務局任期付職員の募集について

内閣府総合海洋政策推進事務局（以下「海洋事務局」という。）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当）付 参事官補佐又は主査（係長級））

※職位は採用者の経歴を勘案し決定

2. 募集人員

1名

3. 職務内容

海洋事務局は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整等に関する業務を担当しています。

こうした海洋事務局の業務のうち、参事官補佐又は主査（係長級）として、参事官等の指示に基づき、次に掲げる業務等に従事していただきます。

- ・ 有人国境離島地域の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（海洋資源開発のための南鳥島の活用の検討 等）
- ・ 離島の保全・管理に関すること
- ・ 沿岸域の総合的な管理に関すること 等

4. 応募資格

以下の（1）から（2）までのいずれにも該当する方

- （1）大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- （2）次に掲げるいずれかの分野における5年以上の実務経験を有する方
 - － 測量
 - － 土木
 - － 建築
 - － 環境影響調査（環境アセスメントを含む。）

ただし、以下のアからウのいずれかに該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）適用

8. 採用予定日、雇用期間

採用日（令和7年4月1日を予定）から2年間（業務状況等によって、採用した日から5年を超えない範囲内において任期更新もあり得ます）

9. 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

内閣府総合海洋政策推進事務局

（東京都千代田区霞が関3-7-1霞が関東急ビル16F）

11. 応募方法等

（1）提出書類

ア 履歴書（市販のもので可、6か月以内に撮影した顔写真貼付）

※日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記

イ 職務経歴書（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

ウ 志望理由書（A4横書き、2,000字以内）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証明書等）

※応募書類は返却いたしません。書類は選考のみに使用し、使用後は責任をもって廃棄します。

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に朱書きで「**任期付職員募集書類在中（海洋資源開発推進）**」と記載）

(3) 提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル 16F
内閣府総合海洋政策推進事務局（任期付職員採用担当宛て）

(4) 応募締切

令和7年1月27日（月）郵送必着（持ち込み不可）

1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接審査

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、2次選考の日時、場所等をご連絡します。

1.3. その他

- ・ 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・ 採用内定後、過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- ・ 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用しますので、あらかじめ同カードの取得手続きをしていただくことになります。

1.4. 問い合わせ先

内閣府総合海洋政策推進事務局（任期付職員採用担当）
電話 03-6257-1769